

民事判決情報データベース化検討会

第7回会議議事録

- 第1 日時 令和5年4月21日（金） 自 午後2時
至 午後5時
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開会
 - 2 取得する民事判決情報の範囲
 - 3 適切な仮名処理の在り方について
 - 4 事後的な是正手段の在り方について
 - 5 次回以降の議事、日時等の説明
 - 6 閉会

議 事

山本座長：

それでは、所定の時刻となりましたので民事判決情報データベース化検討会第 7 回の会議を開催したいと思います。

本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日は中原委員が所用のため午後 3 時 30 分頃退室の御予定と伺っております。

それでは、本日の議事に入ります前に、配布資料等について事務局の方からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。資料の確認をさせていただきます。資料 1 は「民事判決情報データベース化検討会について」でございます。こちらは委員の役職の変更を踏まえまして、本日時点の情報として更新をさせていただいたものでございます。資料 2 は「事務局作成資料」でございます。詳細は議事の中で御説明したいと思います。

参考資料 1 は「住所、氏名等の秘匿制度の創設」と題する資料になります。論点 1 の御検討の前提となる制度の内容について記載したのになります。参考資料 2 は、「仮名処理基準等一覧・民事事件」と題する資料です。現在、裁判所のウェブサイトには参考となる裁判例が掲載されておりますけれども、その裁判例の仮名処理基準について御紹介するものです。参考資料 3 は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を抜粋したのになります。参考資料 2 及び参考資料 3 については、今後仮名処理の基準を検討する上での参考としていただければ幸いに存じます。

最後に、会議用資料といたしまして、次回以降の日程等について記載したものを配布しております。資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。

続きまして、前回、委員の交代について事務局からアナウンスがあったところではありますが、本日からタニグチ委員に代わりまして岩田繁樹委員に御出席をいただいております。よろしければ、岩田委員から簡単に自己紹介をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

岩田委員：

御紹介ありがとうございます。今回から検討会の方に参加させていただきます、日本電気株式会社の岩田と申します。よろしく願いいたします。簡単に自己紹介ということで、企業経験としては日本電気株式会社だけでございまして、入社以来二十数年間ですけれども、法務部又はコンプライアンス推進部の方で勤務しております。このような観点から、検討会の方に貢献できればと思っております。是非よろしく願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は資料2に沿って議論をしたいと思っておりますので、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それでは、資料2のスライド2を御覧ください。下の方の丸になりますが、本日の会議の内容を記載しております。本日は訴訟関係人のプライバシー等に配慮するための方策として、適切な仮名処理の在り方等について御議論いただきたいと思いますと考えております。本検討会におきましても委員の皆様から御指摘いただいておりますとおり、訴訟関係人のプライバシー等への配慮の在り方については、仮名処理そのものに着目するだけではなく、情報の流れ全体を通じて御検討いただくのが望ましいと考えられますので、仮名処理の前後を通じて訴訟関係人のプライバシー等に配慮するための方策についても併せて御議論いただければと考えております。

スライド3、4を御覧ください。本日は、スライド3にあるように大きく三つのテーマについて御議論をお願いしたいと考えておりますが、まずは、論点1として、取得する民事判決情報の範囲について御議論をお願いしたいと思います。基幹データベースに収録する民事判決情報の範囲につきましても、基本的にはこれまでの御議論を踏まえ、幅広い範囲のものを収録することが志向されるべきというように考えられるところでございます。ただ、特に当事者を含む訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案も含まれますことから、こうした事案類型のものについて基幹データベースに収録することの是非、それから、これを収録することとする場合に、こうした訴訟関係人のプライバシー等に配慮するための方策として、仮名処理のほかにもどういったものが考えられるのか、この辺りを中心に御議論いただきたいと思いますと考えております。

スライド7を御覧ください。事務局の問題意識について補足して御説明させていただきます。本検討会におきましても、民事判決情報について多様な利活用の在り方があり得ることを念頭に種々の検討が進められてきましたが、こうした利活用の在り方を前提といたしますと、幅広い範囲の民事判決情報を収録することが志向されるべきであると考えられます。ところで、民事判決情報と一口に言ってもいろいろな類型のものがございまして、中には犯罪・DV・ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続において、秘密保護のための閲覧等の制限の制度ですとか、今般新たに導入された当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度が利用された事案、それから対審の公開が停止された事案等、当事者を含む訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案も含まれるのではないかと考えられます。財団PTにおける議論では、こうした事案類型については、基幹データベースに収録しないものとするとの考え方も示されましたが、同種事例において参考とすべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかとされたりする可能性があることからしますと、利活用の必要性自体を否定することはできず、むしろそういった事案こそ参考とされることで、同種事例にお

ける権利利益の適切な実現に資することもあるかと思われま。したがいまして、こうした配慮を要するとしても、そのことのみを理由として利活用の道を閉ざすことは相当ではないように考えられますが、まずこの点についてどのように考えるのか、御議論をお願いしたいと思います。

スライド8を御覧ください。仮に、こうした事案類型につきましても基幹データベースに収録することとした場合、訴訟関係人のプライバシー等に対する配慮のための適切な措置を講ずる必要があるかと考えられます。そのような措置として、適切な仮名処理を含む民事判決情報の安全管理のために必要となる措置はもちろんのこと、例えばこれから申し上げるような閲覧等制限の制度ですとか、住所、氏名等の秘匿の制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築することなども考えられるかと思われま、こうした措置の在り方についても併せて御議論いただきたいと考えております。

スライド9を御覧ください。一つ目の丸は、今の点をもう少し敷えんして説明したものです。補足として、二つ目の丸になりますが、まず氏名・住所等の秘匿決定があった場合につきましても、秘匿すべき情報は当該事件の民事判決書には記載されないこととなるかと思われま。したがいまして、対象事件に係る民事判決情報を情報管理機関が取得しても特段の問題は生じないのではないかと考えられます。他方で、判決書を対象とする閲覧等制限の決定があった場合につきましても、まず閲覧等制限の決定があった事件に係る民事判決情報の全部を取得しないとする考え方、あるいは閲覧等制限決定の対象部分だけを取得しないなどといった方法が考えられようかと思われま。なお、この点に関しては、いくつか場合分けができるかと思われま、今御紹介したのは判決書自体に閲覧等制限の決定がされている場合を念頭に申し上げましたが、それ以外のものが閲覧等制限の対象とされている場合にどのように考えるのか、あるいは閲覧等制限の申立てはされたのだけれども却下されたような事案についての判決書についてどのように考えるかといった副次的な論点もあるかと思われま。

スライド10を御覧ください。論点1を再掲したものとなりますが、以上申し上げた点を踏まえて、細目の論点について御議論をお願いしたいと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点1、訴訟関係人のプライバシー等に対して格別な配慮を要すると考えられるような類型の民事判決情報を基幹データベースに収録することの是非という点につきましても、論点は1-1、1-2と一応分かれてはいますが、特段区分はせずどの点からでも、またどなたからでも結構ですので、御意見・御質問を御自由にお出しただければと思われま。宍戸委員、お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。ありがとうございます。私自身は、特に論点1-1でございますけれども、利活用ということはあるのですが、基幹データベースにできるだけ多くの裁判例が行くことが良いのではないかとと思われま。それはなぜかと申しますと、

この間も御議論がございましたけれども、正に管理機関において、例えばAIを使って判決文の中から仮名化処置を行う、あるいはここはプライバシー上問題があるから秘匿処置を行うといったことや、またそれ以外の問題の関係で行っていくという観点から、多くの裁判例データが管理機関にあり、それをAIの学習データとして使っていくことが適切なのではないかと考えております。そこから更に管理機関から外に問題のある判決文が出ていっていいかどうかは、それは先の問題ではないかというふうに思っております。裏返して申しますと、あらかじめこれらの判決データは管理機関に渡さないと整理したものがありますと、その分管理機関において判決データを処理するためのAIの学習に、ある種のバイアスといいますか、管理機関の処理能力が下がるということがあり得るのではないかと考えております。ひとまず私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして、町村委員お願いいたします。

町村委員：

論点1-1に関しては、AIということを除いても、少なくとも規範となるようなものは示されている判例があることは否定できないし、そもそも秘密保護かどうかという判断自体その資料がなければ判断できないということになると、秘密保護を要するかどうかの規範については正にこの秘密保護の対象となる判決が必要なもので、そういう面では全く載せないと配慮することはおおよそできないのではないかなと思います。

そうした場合に、問題はその次なのですが、ここはいろいろなアイデアがありそうだなとは思います。第一に、情報管理機関が利活用機関に提供するときに、匿名化あるいは仮名化された部分を越えて更に仮名化の範囲を広げる、あるいは推知情報を削るということ判断しなければならないことは、なるべく避けたいところだとは思うのですが、一定の機械的な基準があればそれも可能かもしれませんが、秘密保護を要するのはやはりかなりデリケートな問題で、それが推知情報を持つことになるともっとデリケートで、要するに場合によって違うということですね。それを適切に個別の案件ごとに情報管理機関が判断できるかという、それは無理ではないかというふうに思うので、そうすると利活用機関がその公開に当たってどのように配慮するかというところにそこは懸かるのかなというふうにも思います。

それから、利活用機関の範囲も、いろいろな利活用機関があり得るということでこれまで議論が進んでいますけれども、その中に全くの一般人がもし入ってくるとすれば、そういう人にはこういうデータは出さないとか、そのような基準を作ることも一案としてはあるかと思いますが、それも具体的に考えて結論が出ているわけではないので、そういう意味ではペンディングですけれども、いろいろなやり方が利活用への提供のレベルであるのではないかなというふうに現在では思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。両先生がおっしゃったことに尽きているようにも思われますけれども、私の言葉でも少し申し上げておきたいと思います。まず閲覧制限の場合、判決文全体を閲覧制限することも考えられなくもないわけですが、判決文の中の秘密が現れている部分についての閲覧制限ということもあり得るわけで、そういう場合に、一部に閲覧制限がかかっているからといって判決全体をそもそも情報管理機関に移管しないというようなことになっても適切でないということは言えるのではないかと。そういう意味からしても、対象になるからといって情報管理機関に提供しないという考え方はとらない方が良いのではないかと思います。

それから、情報管理機関に提供することによって何らかのリスクが高まるかという、デジタルで保存されている判決データを保存するサーバーが一つ増えるという意味ではもちろんリスクがある程度増えるのかもしれませんが、情報管理機関のサーバーはセキュリティが堅く措置されているというのはもともとからの要請からも明らかでございまして、最後が裁判所の中のサーバーになるのか、個人のパソコンに判決が保存されることがあり得るのか分かりませんが、そういうものと比べて例えばセキュリティの面で格段にリスクが拡大するということになるかといえば、そうはならないような気がしますので、提供することによるリスクの増大というものはそれほど大きくないのではないかと思います。

それから、この秘匿の制度については、今後どういうふうこれを運用していくかということにもよりますけれども、もともと秘匿すべき情報は判決文の中に含まれていない、デジタルデータとしてもそこには当該情報は存在していないという前提ですので、それをやはり情報管理機関へ提供するデータから全く除くというふうにするべきではなく、そしてこれがまた対象判決の数がどれだけ出てくるかにもよりますが、そのような秘匿の処置が適用になっているような判決についてはAIだけの処理で終わらせず、必ずそれは人手でチェックをするような、そういった対処の仕方も十分にあり得るのではないかと。いうふうに考えるということでございますので、結論から申しますと、それらの点を総合しましても情報管理機関に提供しないという形を取るべきではないと思います。その場合に、その先の問題についていろいろな対処の余地があるだろうというのは、町村先生の御指摘のとおりだと私も考えます。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。司法書士の鹿島です。これまで先生方がおっしゃっているデータベースを作成して利活用するという観点からは、やはり全件が収録されることが望ましいものと考えております。こちらの方で具体的に現時点で何か方策のアイデアというものがあるわけではないのですが、その検討の視点として、やはり個々の民事判決情報が

表出しない、いわゆるビッグデータとしての利活用の場面と、あとオープンデータとして個々の民事判決情報を参照するような場面では、やはり個々の利用目的とかに着目する必要があるのではないかと考えております。情報の出方によっては、やはり個々の民事判決情報が表出するような場合は、DV・ストーカー事件等、今後更に生命・身体が脅かされる可能性であったり、性犯罪事件等は二次的な心理被害に結び付くような事案があるということを考えますと、とりわけオープンデータとしての利活用に関しては慎重な検討が必要であると考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。基本的には先生方のおっしゃっていたような方針でよろしいと思いますが、今鹿島先生からも、また前回もあったように、情報管理機関レベルでは仮名化等をしないとしても事件の類型を付けて利活用機関に送ることによって、そこは必要があれば利活用機関でさらなる仮名化等を行うと。この論点について、今回出たものとの関係では、閲覧制限の申立て等があったというようなことも、その類型とともに情報としては渡してもいいのではないかと思います。そこは町村先生はなるべく削らないよという御意見だったので、もしかしたら程度の問題はあるかと思いますが、しかしながらその後で利活用機関に本人が何らかの接触をするというリスクを減らしたいという利活用機関も在るかもしれませんので、そういうのがあったというタグ情報、それから事件の類型を、前回あったのは発信者情報開示とかは削らなければいけない場合が多いということで、今回出たような DV・ストーカー・性犯罪についての民事ということであれば、それも情報としては利活用機関に渡すというのが良いのではないかと。他方で、情報管理機関レベルではなるべく削らないという方針がよろしいのではないかと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

ありがとうございます。私も基本的には秘匿決定等がある事件につきましても、そもそもの制度が判例そのものを非公開にするという話ではなくて申立てによって一定範囲の情報開示を制限するという制度でありますので、その限りでの法益が守られるという観点では既に方策が講じられることを前提とできますので、全事件抽出するということには賛成をいたします。

その上で、今板倉委員や鹿島委員からお話がありましたけれども、守るべき秘密と事前の保護の仕方に関してですが、閲覧制限あるいは秘匿決定の申立てというのは職権ではなくて申立てで行うということですので、場合によっては当事者ないし代理人がそれをしていない、あるいは過去の事件で申立て等がなされていないというものもあり得るところでありまして、そういったものについては一旦集めた上で、利活用機関あるいはそ

の前の段階が良いのかもしれませんが、少し丁寧にグループ分けをして、一般的には秘匿されるだろうという部分については丁寧に秘匿をするというような特別な取扱いが必要になるのではないかというふうに思います。

他方で、営業秘密等であれば、これは当事者に任せておいてよいのかなというふうに思いますので、そこまで手厚くなくてもよろしいのかなという印象を持っているところでございます。差し当たり以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

論点の1-2の閲覧等の制限の関係なのですけれども、私は、判決自体に閲覧等の制限の申立てがあった件数というのは存じ上げていないのですが、かなり少ないのではないかなという印象を受けているのです。私自身が経験したこととしてお話ししますと、記録自体の閲覧制限の申立てはしたことはあるのですけれども、判決自体はしたことがないのです。外国人の子どもたちの事件で、嫌がらせが起きるかもしれないということで氏名や住所について閲覧制限をした事件や、プライバシーの塊のような事件のときに、準備書面等の記録自体については閲覧制限を申し立てましたが、判決は申し立てなかったのです。なぜかといいますと、やはり判決が非常によく配慮して書かれているということが理由の一つです。それが後で私の経験した事件では非常に重要な判断がなされ、地裁と高裁の判決が判決集に載りまして、各地の弁護士から問合せがありました。つまり、判決の書き方自体にとっても配慮がなされているということが前提になるので、実際には閲覧制限の申立てそのものが少ないのではないかと推察します。

あと、営業秘密の判決ですけれども、2年ぐらい前に営業秘密の判決を相当量確認したことがあるのですが、その時に一つ一つの判決を見ますと、やはりコアな秘密のところについてはうまく隠されていて、分からないように書かれているのですね。そこで、判決が営業秘密に関するものであっても、情報管理機関が取得するのはもちろんのこと、その後の利活用機関の方にデータが移転するときにも見せない形になるということは、件数としては少ないかなというふうな印象を受けています。もしも裁判所の方で判決に対して閲覧制限の申立てをした件数等が分かりましたら教えていただくと非常に参考になるかと思うのですけれども。もしかすると司法統計では閲覧制限を要素としていないような気がしますので統計がないかもしれませんが。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、裁判所の方に対して若干質問的なものもありましたので、精松委員お願いできますでしょうか。

精松委員：

閲覧等制限の申立てがされる事件の数は、例年、二千数百件から三千数百件程度と承知しております。閲覧等制限の申立て自体は、今小町谷委員から御紹介がありましたとおり、

訴訟記録のうち、判決ではなく準備書面や証拠について申立てがされるものが非常に多くございます。また、そうした書面が提出される都度、申立てがされるということにもなりますので、一つの事件について複数の申立てがされているものも多く含まれているところと承知しております。

一方、これらのうち、判決について閲覧等制限の申立てがされた事件の数というのは、司法統計自体が取れないためその数をはっきり申し上げることは難しいのですが、今申し上げたような事情に加え、実際の民事訴訟の中では、途中で取下げがされたり和解で終局するものも相当数あり、判決に至るものは全体のうち4割程度かと思われまので、これらからしますと、判決について閲覧等制限の申立てがされたり、その決定がされている事例というのは、非常に少数にとどまるのではないかと考えております。

なお、閲覧等制限の決定が記録中の書面についてされている事案においては、一裁判官としての経験からしても、できるだけそういった閲覧等制限の対象となるような事項が判決中に現れないように配慮を行っているというのが実情とも考えておりますので、実務の感覚としても、判決について閲覧等制限の申立てがされる件数は、確実な数字は申し上げられないものの、全体の中では非常に僅かにとどまるのではないかとというような感覚を持っております。

山本座長：

ありがとうございました。御質問の状況についてお答えいただきました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

私も民事判決情報の利活用の目的を果たすために必要であるということについては賛同いたします。ただ、先生方に御指摘いただいたとおり、閲覧等制限の申立てをするのが通常の事案というのがある程度類型があると思いますので、その場合で申立てがなされていないようなケースももしかしたら出てくる可能性はあるので、その事案については何かしら印を付けていただいて、必ずチェックしていただくような仕組みにしていだかないといけないかなど。取りこぼしのないようにしていただかないと、DVとかそのような裁判は、今でも裁判に進むことにハードルがあるわけなので、足かせにならないようにしていただき、そのところをしっかりと裁判に進めるようにして、一般の国民に知っていただきたいなというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかに、この論点1についていかがでしょうか。中原委員お願いいたします。

中原委員：

基本的に先生方がおっしゃったことに全く賛成でございますけれども、この論点1-2のところ、閲覧等制限の制度や住所、氏名等の秘匿の制度の適切な運用の下にそれを活用する仕組みを構築するということがあったのですが、利活用機関との関係でそこを絞ると

いう話はございましたが、基本的には閲覧等制限の制度、あるいはこの秘匿の制度に任せるといいますか、そちらで解決するということなのだと思います。そうであれば、そちらの適切な運用が担保されるということが何よりも重要なのではないかなというふうに思ったということと、全く素人なものでとんちんかんなことかもしれませんが、DV やストーカーという犯罪は、この判決の時点においては特に対処はしなかったけれども、事後的に何らかの問題が生じることなどは考えられないのかということですね。その点が少し気になりました。必要であれば事後的な是正手段のところに戻すということになるのかもしれませんが、一応そういったことについて気になったので発言しておきました。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、論点1についてはおおむね御意見が出尽くしたと思います。私が伺った限りでは、基本的にはこの論点の1-1は、一定の配慮を要する事件であっても、そのことのみを理由として利活用の道を閉ざす、情報管理機関に対して提供がされないというようなものは設けるべきではなく、できるだけ多くの事件をこの制度の対象にすべきだということについてはおおむね御異論はなかったように伺いました。

また、その一定の配慮を要する場面においても、既に民事訴訟法上の閲覧等制限の制度、あるいは住所、氏名等の秘匿の制度というものがありますので、これが適切に運用されることを前提とすれば、基本的にはそちらの制度に委ねればよいというところまではかなり御意見は一致していたように思います。ただ、その運用で例外的に十分でない事案があるかもしれないと。山田委員や増田委員の御意見がそうですかね。当事者側から申立てがされなかったようなもので、なお保護すべきようなものもあり得るかもしれないとか、情報管理機関について、一定の秘匿についての特別の措置が必要ではないか、あるいは利活用機関の利用目的等に鑑みて、利活用機関に一定の判断を求めるとか、いくつかのことが指摘されたように思います。そういう意味では、この論点1-2の部分は基本的にはこういうことで、既存の仕組みを活用していくということだと思いますけれども、なおそのプラスアルファの部分があるかどうかというのは、また引き続き御議論をいただくということかなというふうに思いました。

それでは引き続きまして、論点2「適切な仮名処理の在り方について」、こちらの方の御議論に進みたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド11を御覧ください。本日御議論いただきたい三つのテーマのうちの二つ目になります。適切な仮名処理の在り方について御議論をお願いしたいと思います。論点としては論点2、3の二つでございます。これまでの御議論を踏まえすと、訴訟関係人のプライバシー等に配慮する観点から、基幹データベースに収録される民事判決情報には一定の仮名処理が施されたものとするのが適当であるということには御異論

はないと思われます。そこで、仮名処理をするとして、その仮名処理の基準について検討を進める必要がありますが、論点2は、特に商品名等の固有名詞その他の、個人を推知させる情報の取扱いについて御議論をお願いするものです。

この論点の趣旨につきましては、スライド15を御覧ください。まず検討の視点を挙げましたが、一般に民事判決書の最大の目的・機能といたしますのは、当事者に対して判決の内容、つまり当事者の請求や主張及び立証を明らかにするとともに、裁判所がどのような証拠からどのような事実を認定し、その認定された事実を踏まえてどのような法律を適用し、どのような結論を導いたのかを明らかにすることを知らせるといこととともに、これに対して上訴するかどうかを考慮する機会を与えることにあることについては多言を要しないものと思われます。これは当事者に対する機能ということになりますが、民事判決書の目的・機能は、このことだけにとどまらず、本検討会におきましても繰り返し御指摘いただきましたように、一般国民に対して、具体的な事件を通じ法の内容を明らかにするとともに、裁判所の判断及び判断の過程を示すことによって裁判の公正を保障することなどにもあろうかと思えます。こうした民事判決書の目的・機能からしますと、具体的な事実関係を読み取ることができる状態でデータベースにすることにこそ意義がありまして、仮名化の範囲を広げ過ぎることは、データベースの価値、ひいては民事判決情報を提供する意義を損なうことにつながりはしないかという問題意識がございます。財団PTでも議論されましたが、仮名化すべき情報の検討に当たっては、スキームの目的の公共・公益性や民事判決情報が公開のプロセスを経て生成されたものであることなどを踏まえつつ、考慮すべき権利利益を明確にした上で、このスキームの下で当該権利利益を保護するために当該情報を仮名化すべきかどうかを検討する必要があるかと思えます。

スライド16を御覧ください。こうした観点から考えますと、まず個人である訴訟関係人の住所、氏名等については、個人のプライバシー保護の観点から個人を特定させる氏名の全部、あるいは住所及び生年月日の一部について仮名処理をする必要があることに御異論はないのではないかと思います。また、クレジットカード番号や預貯金口座番号、電話番号といったものなどにつきましても、不正利用により財産的被害その他の被害が生じるおそれがある一方で、こうした具体的な番号そのものが裁判所の判断に当たって重要な情報になることは、直ちに想定し難いと思われますことから、こうした情報についても仮名処理することに御異論はないのではないかと考えております。

スライド17を御覧ください。そこで更に進めて、商品名等の固有名詞その他の個人を推知させる情報の取扱いについてどのように考えるのかということが論点になろうかと考えております。仮に当該民事判決情報そのものから直ちに個人の特定に至らないといたしましても、公知の事実と組み合わせることによって個人が特定されるおそれがありますため、何らかの対処するのが望ましいのではないかと考えられます。情報管理機関における仮名処理をもって事前に対処することが考えられそうではありますが、当該情報が特定の個人を推知させるようなものかどうかに関する判断につきましては、情報管

理機関において、仮名処理が人手あるいは機械で処理されるかを問わず、その個人の関与なしに第三者が適切に行うことは困難ではないかと考えられます。そこで、個人を関与させる方法として、例えば民事訴訟手続の中で訴訟関係人による申出を受け付けまして、その申出に係る情報を裁判所が提供しないという方策も考えられなくはないのですが、こうした方法による場合には、恐らくこの後議論になるのではないかと思います。いわゆる念のため申出のようなものが多発して、言わば申出の濫用のようなものが懸念されるわけで、データベースが成り立たなくなることも懸念されるところです。以上のように、事前の対処ということは困難ではないかと考えられることから、例えば利活用機関への提供後に情報管理機関において訴訟関係人等の申出を受けて必要な対応を行うということとするなど、その後の論点 4 で提案させていただく事後的に是正するための仕組みの中で対処する方法や、あるいは不適正な利用の禁止といった利用者に対する行為規制を設けるといった方法によって、事後的に対処する方策を検討していくのが望ましいのではないかと考えられますが、こうした点も踏まえて皆様の御意見を伺いたいと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点 2、その中でもとりわけ個人を推知させる情報についての仮名処理の要否という点であります。どなたからでも結構ですので御意見・御質問、コメント等を頂ければと思います。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。氏名の商品名のところですが、知財の方の議論ですね。特許庁の商標の委員会等では、むしろ氏名が商標登録できないのでしてほしいというような、緩和するような流れで来ておりますので、ということはむしろ使いたいということですよ。なので、基本的にはそこは仮名処理しないと。それで管理機関レベルでは仮名処理なくて、利活用機関で必要があれば対応するという方針でよいのではないかと思います。ただ、極限的な場合がないのかといえば、法人格否認されるような極めてレアなケースというのはもしかしたらあるのかもしれませんが、基本的には法制度全体の流れとしては氏名を用いた商標もビジネスとして使いたいというような流れですので、今出している方針でいいのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

私も正に商標のことを考えておりました。よく商品名等の固有名詞ということと言われるのですが、商標訴訟等は商品名を仮名にしたら判決として公開する意味がないということになります。板倉先生が言われたように、現在は個人名を含む商標の登録を可能にする法案が国会に提出されていると認識していますが、そうでない場合も含めて、およそ判決としてないことはない。それから、例えば発信者情報開示の事案で、Twitter の特性

に注目した判決というのがあったと思いますし、暗号資産の事件でビットコインとかが出てきますが、これもそれぞれを仮名にしてしまうと判断の根拠自体が適正かどうかも分からないということになりますので、やはりそういうことは望ましくないということで、このような形で問題提起をいただければ、商品名等の固有名詞について仮名処理する必要はないというのが原則であろうと思います。

それから、電話番号とかクレジットカード番号について、仮名処理を行う必要があるというのは逆にそうだと思いますが、それは先ほどの話題にも少し出ていましたけれども、判決書にそもそも書かれる可能性はほとんどないのではないかと思いますので、その意味で言ってみれば理論的な問題ということではないかと思います。その上で、これは事務局に御趣旨を確認しておいた方が良いかなと思った点があるのですが、論点の説明要旨の中で事前の対処が困難であるというような場合があり、そして事後的に対処する方策という言葉が出てきますが、これは裁判所から情報管理機関への提供、それから情報管理機関から利活用機関への提供、これらのうちの何を基準にして事前・事後というふうにおっしゃっているのか、少し御趣旨を明確にさせていただいた方が良いかと思います。お願いできますでしょうか。

山本座長：

ありがとうございます。それでは、最後の点は、事前の対処、事後的な対処、それから時間的にどんな時点の話なのかという御趣旨の御質問だったかと思いますので、事務局の方からお答えを頂ければと思います。

事務局：

渡邊です。裁判所から情報管理機関へ提供され、情報管理機関から利活用する方々へ提供されていく情報の流れを念頭に申し上げると、この資料自体は情報管理機関から利活用していく方々へ提供する時点を捉えて、その前後という趣旨で作成しております。

山本座長：

小塚委員、こちらの御説明でいかがでしょうか。

小塚委員：

ありがとうございます。そうしますと、まず一つ今明らかになったことは、少なくとも裁判所から情報管理機関に提供されるこの段階では、少なくとも申出等のことは何ら考える必要はないのではないかと、それも困難ではないかという御趣旨であるということで、そこは全く問題がないと思います。そして、基本的には今御説明がありましたように、一旦利活用に供された後に個別事案としての対処ということでのよいのではないかと、私もそれに賛成しますが、場合によっては、そこは情報管理機関のところで利活用に提供する前の段階で何らかに対応するという余地もある。そういうことで考えれば、なおさらこれらの商品名等の固有名詞についてそれほど神経質にならなくとも、関係者の利害を適切に保護することは可能なのではないかと考えます。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

東京大学の異でございます。最後に小塚先生が御質問されていた、事前と事後ということの意味が私も気になっておりましたので、そこを教えていただきましてありがとうございました。その形で問題を整理した場合、利活用機関の方に出ていくまでの部分は、全部事前ということでくくられてしまうと思うのですが、その中にやはり幾つか捕まえるべき段階は入っているように感じております。資料の17ページ目で、民事訴訟手続の中で訴訟関係人からの申出を受け付けて、それを裁判所がそもそも提供しないという仕組みにするというところで、判決の言渡しの前の段階で申出を受けるとすることも想定されているとすると、判決書を送達される前に、抽象的に私のこういう情報は載せてほしくないというような話にならざるを得ず、そこで申出を受け付けると抽象的な懸念に基づいた念のための申出が増えるという、そういう趣旨であれば理解はできます。ただ、その後にもいくつか段階があるように感じておまして、例えば判決書が送達されて、実際に判決の中に自分に関する情報がどういうふうに出ているかを確認してから、情報管理機関に申出をする仕組みもあり得るかと思えます。少し違う視点から見ますと、裁判所の事務の都合でできるかは分からないですが、例えば裁判所が判決書を送達するときに併せてメモのようなものも送達して、このスキームが施行されて以降、民事判決情報は情報管理機関に渡ることになりますという注意喚起のようなものを当事者に配って、それをもとに判決書を読んでもらって、自分の情報がどうオープンになるかというのを当事者に検討させて申出のきっかけを与えるとか、そういう仕組みもあり得るかと思えます。要するに、この資料で事前という部分でくくられているところの中にも、いくつか捉えるべきタイミングがあるのではないかという気がします。

そのように整理した上で、利活用機関に出ていってしまった後に、正に事後的に申立てをして直してもらうというのは最低限必要な仕組みだと思うのですが、利活用機関に渡る前の段階、この資料でいうところの事前の段階でも、やはり何らかの手当をしなくていいのかという点を申し上げようと思っておりました。先ほど私が申し上げたような形で、判決正本の送達を受けた後、自分が判決文を見てこれはと思ったときに、少なくとも情報管理機関に何らか言えるルートがあった方が良いのではないかと考えていますが、結論はまだ出せていないのですが、ひとまず検討すべき論点なのではないかというふうには思いました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。先ほど板倉先生や小塚先生の方から商標の関係の個人名についてお話があったところですが、消費者事件に関わる司法書士の方から、個人名に関する仮名処理について、やはり消費者事件ではいわゆる事業者的な個人が当事者となる事案

は存在するので、一律に個人名について仮名化してしまうという結論が妥当なのかというような意見がございました。また、その商品名等の掲載については、個人特定の話とはまた少しずれてしまうかもしれませんが、やはりその商品に関わる過去の判決の状況の調査という観点からは一定の意義があるという意見があった一方で、やはり判決情報として商品名等が掲載されることが、その企業にとって一種のレピュテーションリスクみたいなところになってしまうのではないかというような指摘がございました。やはり、当該事業会社等に属する個人にも回復不能な経済的な損害が及ぶ場合も想定されるところなのかなというふうに思っております。

個人について、プライベートな場面における個人と事業者的な個人と様々な場面が想定されますし、論点3に関する部分にもなりますが、法人というくくりについても、中小企業に該当する法人や大企業に該当する法人など様々な属性が存在しますので、具体的なアイデアが何かあるというわけではないのですが、今議論がなされている個人名なのか法人なのかという点のみの区別の線引きだけでよいのかというところがまだ私の方にも疑問があるところで、何か具体的な指針があるわけではないのですが、このように思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

まず、商品名と固有名詞のそれ自体の要保護性があるのかという話は、私も最初の方に議論されていたところに賛同するものでありまして、あまり要保護性があるとは思えないのですけれども、それ以外の個人を推知させる情報というのも非常に幅広くて、ビッグデータと照らし合わせればというようなことを言い出すと、かなりほとんど全ての情報がというようなことになってしまいます。そうだとすると、それを情報管理機関が事前に独自に調整するということは実際上困難なのではないかなというふうに思いますし、審議の途中で当事者が裁判所に申立てをしておいて、判決のところで判決の公開なのか判決内容自体なのか調整させるというのも、そのような裁判所の審理として余計なものを背負い込むような気がしてあまり気が進みません。そうすると正に事後的ということになってしまいますが、情報管理機関がその判決文を見た当事者からの申出を受けて、何らかの対処を考えるかというようなことになろうかと思うのですが、利活用機関の段階でもいいと思いますけれども、ただ利活用機関はいっぱいあることを考えると、やはり利活用機関に申出があったとしても、最終的に情報管理機関が判断をすることが望ましいのではないかなというふうに思います。その場合の問題点というのは、これは事後的な是正措置の方で本来言うべきことなのかもしれませんが、やはり秘密保護を求める人と利活用機関なり情報管理機関なりという二者間で決めるとすると、民事判決の公開という利益を求める人たちの立場というのを誰も代弁しないまま決めてしまうので、やはり秘密保護の方に倒れ過ぎるのではないかというふうに思っております。これは後の方

でもし関係すれば再度言うかもしれません。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。ありがとうございます。今、事前・事後の話がほかの委員からも御発言がございましたので、本当は後で申し上げた方がいいのかもしれません。私もここで申し上げたいと思います。事後の是正ということは確かに制度上可能なかもしれませんが、例えば個人情報が入った場合、「うっかり間違えて渡してしまった人から回収してきたので、これでちゃんと対策はとりました」というようなことをよく言うわけですね。しかし、今私たちが検討しているような点で、一回利活用機関に出してしまったものを後になって是正するといった場合に、紙の媒体のようなものだったら差し替えということはできるのかもしれませんが、電子的記録で一回利活用機関に出してしまったものを後から完全に差し替えるということは恐らくできないのだと思うのです。一度出てしまった電子的記録は恐らく完全に回収するということができないので、事後的な是正といってもおのずとそこには限定があるということを議論の前提として事後的な是正手段を考えていく必要があるのではないかと考えております。逆に言うと、後から是正といっても、実は完全に是正できるわけではないということを当事者も含めて納得した上でならばよいのですけれども、是正したはずなのに是正していないデータがまだ出回っているのではないかとことを言われたとしても、これは恐らく対処のしようがないものだろうと思うのです。その点を踏まえて事後的な是正を、事前の方法と組み合わせ設計する必要があるのではないかとこのように思っておる次第でございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

2回目で恐縮です。先ほど、法人と自然人の区別の話がありましたが、私は法人と自然人は決定的に違って商品名も違うと思っていまして、自然人はやはり氏名を変えるのも大変ですし、生まれ変わることもできないわけですが、法人は定款を変えて名前を変えることもできますし、商品名ならより一層簡単に変えられますので、そこはやはり決定的に違うのではないかと思います。それから、今湯浅先生がおっしゃったところは割と重要なところだと思っていまして、事後的にといいですか、是正しなければいけないところ、言われたら簡単に消してしまう利活用機関と、あまり消さない利活用機関というのがあってもいいと思うのですよね。もちろん違法なのだというレベルのものは出回る前に消さなければいけないというのはおっしゃるとおりなのですが、例えば会社に言われたら何でも消してしまうのですごく使いづらくなるという利活用機関のデータベースが存在しても構わないわけで、一定程度は利活用機関同士の競争に任せられる部分という

のはあるのではないかと思いました。そういう意味では必ず事前にやっておかなければいけないレベルのものと、言われたら情報管理機関から利活用機関にみんな直してねという手続が必要なものと、後は利活用機関に完全に任せられるものと、もしかしたら3段階なのかなというふうに感じた次第です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

ありがとうございます。基本的なところは先生方の意見は一致していると思うのですが、個人名を使う商品や会社名というのは消費者事件においてもありますし、消費者事件においては、一つの商品や会社について多数の被害やトラブルが発生するという意味から、具体的な名称が分からないと意味を成さないというふうに考えております。例えば消費者から不当な申出があったような場合は、判決に反映されるわけですので、特段大きな問題はないというふうに考えます。その上で、個別の主張がある場合について事後的に対処するといった場合、情報管理機関に判断していただくのがいいのかなと。今板倉先生がおっしゃったとおりいろいろな利活用機関があり、存在することに意味はあると思うのですが、どうしてもこれは譲れないというような、必要であるというような判断のところを、利活用機関によって判断が異なるようになってしまうとまずいのではないかなというふうにも思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

私の方からは、まず全体的な方針として今回事務局の方で掲げていただいた方針には基本的に賛成であるということをお願いいたします。その上で、推知情報の範囲をどのように捉えるのかということが一つ問題としてあるのではないかと気がいたします。先ほど町村委員からも少し御指摘があったかと思うのですが、様々な情報と照合して本人が分かるかもしれないという可能性があるものを全て挙げていくということになりますと、ほとんど全ての事実関係が推知情報に当たるということにもなりかねず、そこまで広げて考えるべきかはやや疑問があるように思っております。仮に御本人からの申出を受け付けるとしても、申出があったときにどう対応するのかというのは当然別の問題であり、やはりこの制度の趣旨を踏まえると推知が不可能か可能かといえば可能かもしれないけれども、しかし削除すべきでない事実関係というのも当然有ってしかるべきだろうと思っております。その辺りの区分けといいますか、どういう情報は本人からの申出によって削除可能だけれども、どういう情報は削除しないというようなことも本来は制度設計の段階である程度の方針は決めておく必要があるように思います。板倉委員から利活用機関によって対応が違っていいのではないかと御意見がありました。確かにそういうフリーハンドの余地を残すということはあるかとは思いますが、ただ

最低限度の運用上必要なルールはこうだということでは決めておいた方が良いのではないかというような印象を持っております。それが第1点。

それから2点目です。今、事前・事後という議論が少しあったのですけれども、事前の申出と事後の申出で、効果を変えようという議論が多かったような印象を受けております。つまり事前に申出があった場合には基本的にはその申出のとおりに対応するけれども、事後に申出があった場合はそのまま対応するわけではないというような違いということですね。私自身は、そういう制度設計にすることは一応あり得ると思うものの、あまり事前と事後の申出の効果を違えるということには、ややためらいを感じます。先ほど、いろいろな経緯で本来秘匿すべき情報について事前の申出がなされない事案もあるのではないかと御発言が一つ前の論点に関してありましたけれども、基本的に弁護士その他の専門家が関わった訴訟であれば、そういった事前の対応に抜かりがあるということはない、あるいはあったとすればそれは単なる弁護過誤であって、それは当事者と弁護士・代理人の間で解決すればよいのであり、特に全体の制度設計に影響を及ぼす問題と考える必要はないという立場もあり得ると思うのですが、本人訴訟の場合とか、あるいは当事者が極度に精神的に抑圧された状況にあつて、その判決が世に出ていった後のことまで考える余裕がないというような状況にある場合というのはやはり一定数あり得るのではないかと思います。そういう場合に対処するということが事後的な是正処置というものを考えるとすると、そこであまり大きく効果を違えるというのは適切でない場合もあり得るのではないかという気がいたします。

もう一つ関連して私が気になっているのは第三者の情報です。事前の申出を受け付けるというのは当事者に関しては事前通知しておけば、あるいは裁判手続の中で、裁判官に負担をお掛けすることになるかもしれませんが、裁判手続の中で告知しておけば対応可能と考えられるわけですが、第三者に関しては、判決書が出てくる前にはどう書かれるかも分からないわけで、事前の対処というのはほとんどしようがないのではないかという気がいたします。第三者が訴訟手続に関与していればいいのですが、関与していない場合には主張立証の機会もないわけですので、当該第三者に関する事実認定が正しいかどうか分からないわけですね。間違った情報が判決書の中であたかも客観的事実であるかのように書き込まれているということに事後的に気が付いた第三者が是正を申し立てるとすることは十分あり得るわけですし、そういう場合に、事後的な申出であるからということで限定的な効果しか得られないということになるとやはりまずいのではないかという気もするわけです。この辺りは、具体的にどういう状況があり得るのかということをやはり全体的に整理していただいた上で、事前・事後それぞれのタイミングで申出があった場合にどのように対応するのかということ、制度設計としてあらかじめ決めておく方がよいのではないかと思っている次第です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。論点2につきまして、ほかにいかがでしょうか。小町谷委員

お願いいたします。

小町谷委員：

1点、明確にしておきたい点があるのですが、「個人を推知させる情報」の「推知させる」の部分なのですが、その推知させる情報というのは、あくまで判決書上のほかの情報と照らし合わせて推知させる情報というふうに理解すればよろしいですか。それともそのほかの、その人をよく知っている周りの人間であれば一定の情報と照らし合わせて推知できるということになるのか、その点が分からなかったので御質問です。

山本座長：

それでは御質問ですので、事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。御指摘いただいた点は、今回の資料上は主に後者の視点で記載をさせていただいております。氏名、住所等を仮名してもなお、前者のような場面というのは観念的にはあり得るのかもしれませんが、恐らくそこでも第三者である情報管理機関が判決書そのものの中から、個人を推知させる情報なのかどうかというところの判断というのは、やはり一般的・典型的にしかできないと思いますので、個別具体の事案においてそれが推知し得るものなのかどうかというところは、やはり利害関係人の御協力なしには十分な配慮までは難しいのではないのかなとは思っています。ただ、今回の資料で主に御検討いただきましたかったのは、小町谷委員に御指摘いただいたように判決外の情報と照らし合わせることによって推知させる情報ということで記載しております。

山本座長：

小町谷委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

小町谷委員：

ありがとうございます。とても明確になったと思うのですが、それを前提に、事前という話があって、事務局の御整理だと事前の方は難しいのではないかという形で事後的なところに流れていったかと思うのですが、この事前というのも二つに分かれているような気がします。例えば訴訟手続の中で、判決が出る前に申し立てる制度と、判決が出た後に申し立てるという制度の二つに分かれるような気がするのですね。それで私は、判決の前というのは少々あり得ない制度なのではないかと思います。というのは、判決をどのように書くかということにも影響してきてしまう話なので、ちょっとそれはいいのではないかと思いました。

では、判決が後に送達されてからの話だとは思いますが、どのように情報管理機関に行くかを考えると、かなりのスピードで情報管理機関のデータベースの中に判決データのコピーが移動するというのであれば、裁判所に対して申し出るというのは時間的にもかなり無理があるのではないのかということを感じました。そうすると、事前の時期としてあり得るのは、情報管理機関に移動した後で利活用機関に提供する前のみであり、論点として検討すべき時期はそこしかないのかなとは思いましたので申し上げます。

した。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この論点2について私が伺った感じでは、まずこの事前・事後の時的な枠組みということについてですけれども、利活用機関への提供でその前後を分けるということであるとすれば、この資料では事前の対処は困難であるというふうに整理されていますが、ここについてはかなり御異論があったのではないかという印象を受けました。その場合でも一定の可能性はあるのではないか、ただ、裁判所に対して何らかの申立てをするというのは、これはこの資料にもありますし最後小町谷委員からも御指摘がありましたけれども、そこはなかなか難しいのではないか、ただ、裁判所から情報管理機関にデータが移った後、情報管理機関に対して何らかの対応を求めるということについては考えられるのではないかという御意見が多かったような印象を受けます。また、その利活用機関への提供後の対処について、これは正にこの資料がいう事後的対処ということになるかと思いますが、それについては若干ニュアンスが違う御意見があったようにも思います。その場合であっても、基本的にはやはり情報管理機関が一元的に何らかの判断をして、それを利活用機関に対して強制するといいますか、そういう統一的な取扱いが必要ではないかという意見があった一方で、それは基本的には各利活用機関の判断に委ねてもよいのではないか、むしろそれが利活用機関の競争を促すという観点からそれが望ましいのではないかという御意見もあったように承りました。

また、第三者に関する情報については、当事者であれば事前の対応というのはある程度可能だけれども、第三者情報についてはそれは困難であるので、その事後的な対処というものが重要性を持つのではないかといったような御指摘もあったかと思います。そのほかいろいろ有益な御指摘を頂いたかと思いますが、事務局から何かこの段階でコメントがあればお願いしたいと思います。

事務局：

渡邊です。いろいろな角度からの御意見ありがとうございました。米村委員からもございましたように、この問題は時的な問題も含めて少し整理をした上で、とり得る方策について、その場面ごとにいろいろ検討する余地があるのかなというように感じましたので、この論点について再度御議論いただく際には、そういった視点も踏まえて資料を作成してみたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは、論点2についてはこの程度でよろしいでしょうか。はい。それでは引き続きまして、論点3の方に移りたいと思います。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド20を御覧ください。論点3は、法人の名称等の仮名化の可否につ

いて御議論をお願いするものです。

この論点の趣旨についてはスライド 22 を御覧ください。まず検討の視点ですが、論点 2 と同じでございます。この仮名化の要否について検討するに当たっては、やはり考慮すべき権利利益を明確にした上で、なお仮名すべきかどうかを分析していただく必要があると考えています。そういった観点から、法人の権利利益について、事務局の方で若干の整理を試みました。法人については、正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念することができないことは御異論ないかと思えます。一方、名誉・信用といったものは保護されるべきものとして観念し得るのですが、プライバシーとは異なりまして、収録された民事判決情報が利活用機関にただ提供されただけで直ちに侵害されるということは想定し難いことで、むしろこの問題は、その後の当該情報の利用のされ方によって権利利益が侵害されることがあり得る場合があるという問題ではないかと思われまます。こうした名誉や信用はプライバシーとは異なりまして、仮に何か侵害の問題が生じたとしても、不法行為責任の追及等によって一定の回復が見込まれるという点でも相違があるのではないかと考えております。こういった点を踏まえますと、法人の名称等まで仮名処理する必要はないように考えられますが、なお、多角的に御検討いただいた方がよいのではないかとことで論点とさせていただきます。以上のような問題意識の下で御議論をお願いしたいと考えておりますので、仮名処理を要するというお立場で御意見を述べられる場合には、その正当化根拠についてどのように考えるべきなのかというところも併せて御示唆いただけると有り難く存じます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点 3、法人の名称等の仮名処理の要否について、どなたからでも結構ですので御発言を頂ければと思います。湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

ありがとうございます。これは先ほどの個人情報の扱いで申し上げた方がよかったのかもしれませんが、法人名の中に個人名が入っている法人というのは、実は少なからず存在しているわけですので、訴訟関係人が法人である場合に、その名称等を仮に仮名化しないということにしたとしても、個人名が法人名に入っているところだけは例外にすることにするのか、その点について何か事務局の方で、現時点でお考えがおありなのであれば、それを先にお伺いしておきたいと思えます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド 23 を御覧ください。湯浅委員の御指摘はこの点ではないかと思われまます。御指摘のように、実態として法人の名称中に個人の氏名が用いられる場面というのはそれなりにあるのではないかと私どもも考えております。ただ、この問題についてよ

くよく考えますと、こういった場合に法人の名称に使用されている当該個人の方のプライバシーというのは一応問題にはなりそうではあるのですが、その法人の名称中に個人の氏名らしき用語が用いられたとしても、それが果たして真に個人の氏名なのかどうかといったことについても、これは関係者の御協力なしには第三者が判定するのは困難ではないかという問題意識を持っております。こうした点を踏まえますと、いずれにしても事前に、一般的・類型的にこの点を判断できるのかということもありまして、法人の名称等の仮名化について御検討いただく際には、今申し上げたような問題意識も踏まえて御議論いただけると幸いに存じます。以上です。

山本座長：

ということですが、湯浅委員いかがでしょうか。

湯浅委員：

どうも御説明ありがとうございました。大変よく分かりました。おっしゃったようにシンプルな一般化が困難であるということは重々承知いたしました上で、確かに法人名等の中に入っている個人名らしきものが実在する自然人かつ生存する自然人の氏名であるのかということ、名称からだけでは簡単には判断できないこと、また法人名に用いているという時点で、それを使用することについて本人から既に黙示の同意があるとみてもいいのではないかというふうに個人的には思う次第でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。ほぼ前回論点2で申し上げたことと同じですが、やはり自然人と法人は決定的に違いますし、嫌なら名前は究極的には変えればよいというところもありますので、事務局の方針でよろしいかと思えます。ただ、一応法人格否認というのがありますので、それに該当するような究極的な場合には申立てというものはあるかもしれませんが、小塚先生にお聞きした方がいいのかもしれませんが、法人自身は主張できないはずですので、どうしても利害関係人の関係で法人格否認だと、その人の個人名が出ているとすごく困るのだというような極めて例外的な場合だけあり得るというようなことではないかと思えます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

手を挙げたところに板倉先生に難しい問題を投げられ、非常に間合いが悪いのですが、御指摘のように、法人格否認というものを基本的に法人側に有利に主張するというのは、全く排除されるかどうかは別として非常に奇妙な話ですし、少なくとも法人格否認というものはある種マジックワードなので、やはり何かの根拠で法人名に含まれた個人を推知させる情報についてある取扱いを供するのであれば、その根拠が示される極限的な場合

に限られるのではないかというふうに思います。

それで私が手を挙げたのは、少し関係するかもしれませんが、いくつかのことを申し上げたかったからです。まず一つ目ですが、これは先ほどの論点2で板倉先生が特に何度かおっしゃったことと同じなので、そういう意味では論点2で申し上げるべきだったところなのですが、利活用機関の中のいわゆる商用データベースですね、判例データ会社が現在でも一部の法人名について仮名化しておられます。そのことを今度は情報管理機関が、例えば決定しない限りは実名にせよというようなことは、我々は全く言っていないのだと思うのです。それは利活用機関の方針としてそういうことをお続けになることは全く自由であり、今ここで問題にしているのは、情報管理機関が自らあるいは利活用機関との合意を通じて利活用機関に働きかけた上で、仮名化をしてくださというふうには言わなければならない場合があるかという議論をしているだけだということをおきたいと思います。

逆に言いますと、法人名について、仮にプライバシーの利益もないにもかかわらず仮名化してほしいという要求があるとすると、先ほど鹿島先生が御発言していましたレピュテーションの問題ということだと思いますが、商用データベースに含まれる段階で何らかの取り扱いがなされるかということをお考えすると、元へ戻って情報管理機関の所にある判決データから全部仮名化しなければレピュテーションが害されて、それがしかも法的に保護されるべき利益として認められるという状況は、私はほとんど考えられない。もちろん、ある問題について問題意識を持って、例えばこの欠陥商品を作ったメーカーはどこかということをおある人が調べて、情報管理機関の元にある判決データベースに到達して、それで実名を見いだすということはある程度得ますけれども、それは正に消費者としての知る権利を行使している場面であって、それが妨げられるというのはむしろおかしなことではないかというふうに思われるわけです。この辺りは先ほど増田さんがおっしゃったこととも関係していると思います。

ということで、この問題についての私の結論としては仮名化すべきではないという考え方です。なお、先ほど事務局からの追加の御説明にあった、法人名称に個人の氏名が用いられる場合がございますが、これも商標法の方で議論した時にいろいろあったのですが、例えば失礼ながら「渡辺」というのは一般的な姓であると思いますけれども、渡辺記念病院という病院があったときに、そこでどの渡辺さんかということが推知されるかというところが全然そうではないわけなのです。なので、姓だけではほとんど個人とは結び付かない。姓名になっていたとしても、かなりまだ同姓同名の方というのは結構いらっしゃる。更に言うと、これは実際にも判決にもなったのですが、株式会社マツモトキヨシというのは確かに個人名に由来する商号ではあったわけですが、仮にそのことを理由にして判決文では株式会社マツモトキヨシが仮名化され、しかしウエルシア株式会社はそうではないので仮名化されないというのは、私は、それはそれで非常に不均衡な扱いであるというふうに考えます。したがって、やはりそこには、法人名称から個人のプラ

イバシーを害するような対応、あるいはそういう状況の個人名の推知がなされる場合、こういう決定がなされなければいけない、これもまた非常に限られた場合なのではないか。そうだとすると、個別的な事後的是正で対処すべきことではないかと思います。

そして最後に、これも論点2について湯浅先生がおっしゃったように、確かにデジタルデータというのは一旦公開されたものは消せない、それはそのとおりなのですが、他方で、先ほど申しましたような商用データベースに含まれているものを修正して、事後の商用データベース利用者に対しては見えなくするということが対処された状況と、それ以前に情報を入手した人が何らかの形でその情報を転用したり公開したりすることによる不利益ということを考えますと、これもほとんどの場合、とりわけ法人の方が問題・懸念を持たれるような不利益については、事後の商用データベース等の利用者の目に触れないような扱いがなされれば足りるわけではないかと、私としては判断しているところでございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増見委員お願いいたします。

増見委員：

ありがとうございます。今法人については、やはり仮名化は必要ではないのではないかという御意見を何名かの委員の方から頂いておりますけれども、やはり法人であってもその規模によって随分状況が違う場合があるということを述べたいと思います。先ほど法人と自然人は明らかに違うと御意見を頂いた先生がいらっしゃいましたが、事業を営んでいるという点で見ますと、個人事業主であれば仮名化処理がされるにもかかわらず、実際はあまり変わらないのに法人化した場合には実名が基本になるというのは、本当にこれが適切であろうかというのは少し疑問の余地があるところかと思えます。

それから、法人であれば容易に定款変更で社名を変更することも可能だというお話もございましたが、老舗ののれんを何代も守ってきているような小規模の会社にとってその社名を変更するというのは、顧客とブランドを同時に失いかねず、社名変更が非常に困難である場合も十分に考えられます。中小企業が主に心配しているのは、資料の中でも触れていただいたように、信用や名誉が保護されないのではないか、すなわちレピュテーションリスクというところです。データベースに実名で登録されたことで直ちに何か悪影響を受けるということではもちろんないのですけれども、判例が実名の社名を含んだ形で今までよりも多くの人目の目に触れる可能性が上がるということになるかと思えます。それが報道機関や個人の方によって、時に文脈を外れて誤解を呼ぶ形で取り上げられたり拡散されたり、それにより場合によっては炎上してしまったりというようなことが起こり、取引先や顧客、消費者に悪印象を与えてしまって、結果として回復不能なほどの被害を受けてしまうということは、昨今の情勢では大いにあり得ると思います。そのようになった場合、大企業と違って中小企業は経営基盤が脆弱な場合が多いですし、リソースが十分でないということもあって、事後の救済を待つのでは耐えられないケースも出てく

ることが考えられます。そういったリスクをできるだけなくしたいという気持ちを持つ中小企業の経営者も多いというところについては、是非知っておいていただきたいと思えます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは岩田委員お願いいたします。

岩田委員：

御指名ありがとうございます。今増見委員の方から中小企業のお話についてありましたが、私からは割と大規模な企業としての発言になるかと思えます。一概に仮名化をしないことについて反対や賛成の意見が出てきているわけではなくて、各社からは受け入れざるを得ないかなというような形の反応があるというのが、経団連を通じて意見照会を頂いた反応です。特に大手の企業にとっては、一概にこのデータベース化によってレピュテーションリスクといったネガティブなものだけではなく、それを事業機会やリスク管理などにつなげていくといった観点もございまして、一概に反対という立場になるものではないと思えます。

一方で、それによるレピュテーションリスクもそうですし、レピュテーションリスクにならないにしても会社に対する様々なアクセス等が増えてくることで、それに対する対応コストなどは、今後は考えていかざるを得ないところです。こちらは公益性の向上に伴う必要なコストとして捉えていくことになるかと思えます。

意見照会をした中で今回の論点に関する意見が1点だけ出てきました。一審で出た判決が二審に進んでいる際に、それも公開されるということになると思えます。その際に、上訴審で仮に反対の判決が出て、一審で負けて二審で勝つようなケースの場合に、一審判決が出ている間については、そこで一審の判断の情報が世の中に広く流通するということとなりますので、その際にはレピュテーションリスク等が発生するおそれが高いかなという指摘が出されておりました。私の方からは以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

ありがとうございます。先の商品名の時にお伝えしたとおり、法人名を仮名化することについては、これも反対をしたいと思えます。社会的な評判に影響するというようなことについては説得力のある理由ではないというふうに考えております。むしろ今は、この判決データに限らず情報の拡散というのはいろいろありますので、それは個人も対応しなくてはいけない時代になっていて、やはり小規模の事業者さんもそれなりに覚悟の上で事業をされていると思えますので、やはりそこら辺については御対応いただく必要があるのかなと思えます。

確認なのですが、ここで法人と言っている場合には自然人以外の人ということで、個人事業者のような場合というのはどういう扱いになるのか、私が勉強不足なのです

けれども教えてください。

山本座長：

御質問ですので、事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。御質問に対して御質問で返すような格好になってしまったら恐縮なのですが、私どもが念頭に置いておりましたのは自然人と法人という区分でした。個人事業主ということになりますと、自然人ということになるかと思いますので、その場合、例えば判決本文中の当事者として現れるその当該当事者の氏名、住所は仮名化され、例えば、氏名は X という形で置き換えられることになるわけですが、その当事者が個人事業主として、何か事業の名称のようなものを付けて、それが判決本文中に登場した場合に、それを仮名処理すべきかどうかということは、むしろ個人を推知させる情報になるのかどうか、その取扱いをどうするかという問題なのかなと思いましたが、問題意識はそういうことでしょうか。

増田委員：

ありがとうございました。消費者問題の中では個人事業者のような立場の方も相手方としてよく登場していらっしゃると思いますので、やはり個人という扱いで X になることは仕方ないにしても、事業の名前とか商品名とか、そういうところから推測されるということは、それは当然仕方ないことであって、その方がいいのかなというふうには私の立場からは考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。経済団体の御意見はよく分かるところではあるのですが、制度設計はやはり建前に戻らざるを得ませんので、会社はどう頑張っても営利社団法人であってビジネスのために存在していると。レピュテーションリスク等についても、それはその名前をキープしたいのであれば、やったことについてはプラス・マイナスで判断して名前を続けるかどうかを判断するしかないのかなと思います。制度設計段階の話ですので、実態はともあれ株式会社というのはあくまでビジネスのための器でしかないし、そのように設計されているはずですが。ちなみに弁護士は個人事業主ですので、私は自分の法人番号を頂けないのでマイナンバーをみんなに配りながら生きているわけで、ここはつらいなと思いますがもうしょうがないということで、個人事業主は個人事業主でそういうリスクはあるということで、ここは法人を自然人にするためにはもう法人格否認のレベルに行くしかないというのが、制度設計の際にはそういう考慮だろうと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

二つあるのですけれども、一つは増田委員が御質問されたことと少し関連しており、事業を営む個人の当該事業に関する情報というのを、自然人の方の情報として整理するのか、法人・団体の方の情報として整理するのが論点としてあり得るのかなと思いました。情報公開法は第5条の開示義務の2号で、事業を営む個人の当該事業に関する情報は法人の方の情報の方として整理して条文化していますので、そういう考え方も一つあり得るということをもっと申し上げたいと思います。

あともう一つは、私は、法人については仮名化の必要性はないのではないかと考えております。実務に携わっておりますといろいろな判決を読まなければいけないときが出てくるのですけれども、法人名で検索してその内容が出てくると、それで同じ法人に対して同じ論点で訴訟が提起されている場合というのを全部選び出して、いろいろな裁判体の判断を確認するというところですので、その法人名が仮名化されてしまいますと、実務で判決の分析自体ができなくなってしまいます。論点で検索してなんとか特定できるとしても、分析に非常に支障が出てくるということがありますので、それを私の意見として申し上げたいと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いします。

町村委員：

私もほとんど屋上屋の議論ですけれども、レピュテーションということについて言及が度々あるのですが、やはり法人名を隠すことによって維持されるレピュテーションよりも、アカウントビリティの世の中ですので、公開することによって維持するレピュテーションという方をむしろ追求していただきたいというふうに考えております。

あと法人格否認の話はよく理解できなかったのですが、結果として背後者たる個人名が出てくれば、それは今までの議論だと仮名化される方向になるのではないかなというふうには思ったので、法人格否認が問題になるケースはよく分かりませんでした。

では、その仮名化されるかというところなのですが、今小町谷委員らがおっしゃったように、個人事業者は当業に関わる訴訟についてプライバシーかというところではないような感じがやはりしますよね。通信販売に関する氏名表示義務等ありますので、公開する方向で行くのではないかと。ただ、一律の基準として法人と個人とを分けた上で、個人についても事業者や公人と言われる政治家等あるいは公務員、弁護士さんもそうかもしれませんが、そういったような人たちについては例外扱いをするという例外則を作るのか、さらには、それは事後的是正措置のところでも個別に判断するのか、あるいは事前に一律に判断できるような形の例外則にするのか、こういう辺りで取り込まれる議論かなというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

ありがとうございます。私も今までの先生方の意見とあまり変わらないのですけれども、法人名についてはやはり仮名化の必要性というのは理論的にはなかなか難しいもののように思われます。これまで出てきた御議論もしかりですし、やはり法人にすることによって一定の利益を得ているとともに社会的な意義が大きくなってきておりますので、なかなかここだけ仮名化するというのは難しいように思われます。

他方で、先ほど岩田委員が言われた点ですけれども、確か濫用的な訴訟にさらされて、あるいは誤った判断がなされてそのまま広がることの懸念も理解できます。そのような場合は確かに営業上の利益が侵害されているということは言いやすいのかなと思います。これにつきましては従前からの議論にもありましたけれども、控訴審あるいは上告審が係属中であるとか、あるいは取り消されたということであればそういったフラグを各情報に付けていっていただくという形で是正といいたいでしょうか、対応をしていくということでは足りないのではないかというふうに考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。町村委員どうぞ。

町村委員：

すみません、今山田先生がおっしゃったことに関して言い忘れていたのですけれども、半ば質問ですが、一審判決が出て控訴審で和解が成立したとなると、その一審判決は既に公開しているのでそれはそれで生き残るのか、それとも和解は公開しないという原則の位置付けで、後でくり付けされてしまうのか、その辺はどう扱うことを前提に考えるのでしょうか。

山本座長：

事務局に対する御質問かと思いますが、お願いいたします。

事務局：

渡邊です。ストレートに御質問にお答えすることにならないかもしれませんが、情報管理機関が取得する情報には、民事判決情報本体に加えて、いわゆるメタデータも付加するという方向性で検討を進めております。このメタデータをどのようなものとするかについては、関係者といろいろ協議をしながら検討を進める必要があるのですが、特にデータベース事業者等のニーズが高いところとしては、審級情報のようなものが挙げられまして、例えば一審判決について控訴されているのかどうか、仮に控訴されたとして終局しているのかどうか、審級情報の中でも更にいろいろなステータスがあるかと思っておりますので、和解で終局しているのかどうかというところまでメタデータとして付加されるのかどうかというところは、更に検討していく必要があるのかなとは思っております。

山本座長：

町村委員いかがでしょうか。

町村委員：

分かりました。質問した時には、和解をしたら和解の中に吸い込まれてしまって意味を

成さなくなるのかなとも思わないでもなかったですけども、これまでの判例を見ると
そうでもなくて、先ほどの質問はまだよく分からないということで、どう扱えばいいか
というこの考え自体もまだ熟していないということで、少し苦慮しております。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。おおむね御意見は出尽くしたで
しょうか。米村委員どうぞ。

米村委員：

補足的に 1 点だけ申し上げたいと思います。今までの多数の先生方の御意見に私も賛
成で、基本的に法人は仮名化しないということでよろしいかと思っております。それに関
連して、個人事業者に当たる個人の場合どうするのかという議論が若干ありましたので、
1 点補足させていただきたいと思います。個人事業者と消費者を区別する考え方というの
は、消費者法領域では割とよくとられる考え方であるように思います。ただ、それが成功
しているかどうかということになってくるとやや微妙だという印象を私自身は持ってお
りまして、個人が行動する場合に全くのその人のプライベートな空間で行動しているの
か、それとも事業者として行動しているのかということを明確に区別するというのはな
かなか難しい場合もあるわけです。それが取引活動を伴っている場合は比較的分かりや
すいのですが、不法行為の事案で、例えばある個人が名誉棄損の被害者になったと
いうような場合、それは個人として被害を受けているのか、それとも個人事業者として被
害を受けているのかというところがはっきり言ってよく分からない場合もかなり含まれ
るわけです。そのような区別は、契約当事者になる場面であれば可能かもしれないです
が、ありとあらゆる民事判決事案において区別をしようとするとはやはり無理があるの
ではないかというのが私自身の印象でございます。したがって、結局原案のとおり、個
人と法人で分けるということで私としては構わないのではないかと考えているところ
です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかに、この論点 3 についていかがでしょうか。よろしいで
しょうか。それでは、この点について、法人の名称等の仮名処理の問題それ自体につ
いては、多くの委員は、仮名処理の必要はない、あるいはもう少し消極的かもしれませんが、
仮名処理がされなくてもやむを得ないという御意見が大勢を占めたように思われました。
ただ、やはりなお仮名処理を要するという御意見もあり、その正当化根拠についてどのよ
うに考えるかという資料でしたが、個人事業主との均衡の問題であるとか、社名を変更し
ろと言われても老舗・ブランド等であればそれはなかなか困難ではないか、あるいは事後
の救済で十分かというやはり誤解を伴う形でそのデータが利用されることによって回
復困難な損害が生じるおそれがあると。とりわけ中小企業の立場を中心としてそのよ
うな懸念があるという御意見もあったように承りました。この問題は非常に重要な問題
ですので、仮名化すべきでないという意見が多くはありましたけれども、引き続き、御議論

の機会を設けたいというふうに思います。なお、これに関連して事業主たる事業を営む個人の問題についても、何人かの委員から御意見があったところであります。若干の御意見の違いはあったように思います。法人に近いような取扱いをすべきではないかという御意見もありましたが、他方ではそれはなかなか難しいのではないかという御意見もあったと思いますので、この辺りはまた事務局の方で整理をしていただきたいというふうに思います。事務局の方からはよろしいでしょうか。

それでは、この論点3については以上にして、本日の最後の論点になろうかと思えますけれども、論点4、これまでも既に関連する中で御意見が出ているところかと思えますが、事後的な是正手段の在り方について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド25を御覧ください。論点4は、事後的な是正手段の在り方について御議論をお願いするものです。

この論点の趣旨についてはスライド28を御覧ください。まず、前提として仮名前後の民事判決情報の安全管理のために必要となる措置について指摘をさせていただきました。本検討会においても御指摘いただきましたが、情報管理機関は個人情報を含む膨大な量の民事判決情報を取り扱うこととなります。したがって、これが安全に管理されるように事前に策定したいいわゆる仮名化基準の下で、仮名処理を適切に実施するために必要となる措置、その中には仮名前後の情報の漏えい等と、滅失毀損を防止するための安全管理上の措置といったものも含まれようかと思えますが、こうした措置を講ずることが必要になると考えられます。具体的には、適切な管理者を確保するなどといった事業運営上のガバナンスの確保、それから仮名処理を行うための加工技術の確保、それから従業員の教育を含む人的体制の確保等といった措置が適切に行われるよう、情報管理機関の適格性等を法定することが考えられるかと思えます。こうした点については本検討会の中でも様々な場面で御指摘があったところではないかと思えます。したがって、仮名前後の民事判決情報の安全な管理というものは、まず第一義的にはこうした仕組みにより確保されるべきものと考えられるところであります。ただ一方で、本日の論点の中でも指摘させていただきましたが、上記の仕組みにより事前に想定される一般的な類型的なリスクについては事前に対処することが考えられるものの、先に御議論いただきましたように、一定の情報が特定の個人を推知させるものかどうかなど、第三者が適切に判断することが困難な個別具体的な事情が存在し得ることもまた事実でございまして、こうしたものを想定して適切に対応し、プライバシー等への配慮を十全なものとしていくためには、事案に応じた事後的な是正を行う仕組みが必要になるのではないかと考えられます。

そこで、こうした仕組みの在り方について御議論をお願いしたいと考えておりまして、細目の論点として4-1から4-4までを挙げさせていただきました。4-1につきましては、今申し上げたような事後的な是正をするための仕組みを設けることの可否というところ

でございます、本日の議論の中ではこうした仕組みが必要ではないかという御意見が多かったのではないかと考えております。その上で、その在り方を検討するに当たっていくつか考えられる要素があるのではないかとということで、4-2、4-3、4-4を論点として提案させていただいております。まず、受け付ける申出の内容について仮名化基準の適合性に疑義がある旨の申出にとどまらず、個別の事情に照らしてその基準を超える範囲の仮名化をすべきである旨の申出を受け付けることも考えられますが、このような考え方についてどうかというのが論点4-2です。また、仮名化基準に適合的な仮名処理がされているものの、その処理がために裁判所の判断ですとか判断の過程の理解に不可欠な情報が不足してしまっているといった申出がされた場合、この申出を受け付けることも考えられますが、このような考え方についてどうかというのが論点4-3です。最後に、申出を処理する体制として、まずは情報管理機関による処理が考えられますが、こういった処理に加えて、必要に応じて調査検討を行う組織を別途設けるなどといった方法も考えられますが、こうした体制の在り方についてどのように考えるかというのが論点4-4です。

以上、まず論点4-1で事後的に是正を行うための仕組みの要否について御意見を頂き、要するとした場合のその具体的な在り方について論点4-2から4-4まで、またこれに限ることなく幅広い観点から御議論をお願いしたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点4、事後的な是正手段でありますけれども、今お話がありましたように、細かくは論点4-1から4-4まで分かれておりますが、これも特段議論を区切ることはしませんので、どの論点からでも結構ですし、どなたからでも結構ですので御意見・御質問等を御自由にお出しいただければと思います。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。この事後的な是正手段というのはとても重要な問題だと私は考えておまして、法務研究財団における検討の過程から注目してきたところです。できればこの制度を持っているといわれるフランスの実情も知りたいと思っておりますが、その情報は私も含めてなかなか情報収集ができず、更に努力したいと思います。

それで、ここに上げられている論点ですが、こういう措置を設けることが考えられるかどうかと言われれば、それはこういう仕組みがあることは望ましいというよりも必須だというふうには私は考えております。御指摘いただいている論点4-1と4-2を分けて考えていただいているとおりに、そこには二つの問題があります。一つは、もともとの仮名化処理の基準があつて、その言わば当てはめが間違つたという、これはAIによって処理をするとどうしても100%基準どおりにならないということがあり得るということなので、それを是正するための仕組みとして予定するということです。

同時に、論点4-2に書いておられるとおりに、一般的な基準は基準として、個別具体的な事案の特性に応じて基準とは少し異なる対応を要求するという場合が当然想定されるだ

ろうと思います。これまでの議論にも出てきたと思います。したがって、そういう場合には申出に応じて改めて審査をして、異なる処理をしていくということが必要になると考えます。

そして、論点 4-3 を非常に慎重な書きぶりを書いておられるのですが、「裁判所の判断及び判断の過程の理解に不可欠な情報が不足している」というのは、要するに仮名化の過剰あるいは過多ということではないかと私は理解をいたします。これもそうなのですね。仮名化が足りないというだけではなくて、仮名化のし過ぎであると。ここにも当てはめの間違いということもあれば、そうではなく個別具体的な事情に照らしてここは仮名化すべきではないと。その中に個人事業主の名称のようなこともここで処理することも考えられるかと思いますが、この観点は非常に重要でして、個別具体的な事情に応じて仮名化を外すということも考えられてしかるべきであるというふうに考えます。そしてその場合には、その背後にある利益、それは司法制度の公正ということを保つというのが制度的利益であり、個別具体的には知る権利というようなことが恐らく前面に出てくると思いますけれども、そういうものを踏まえてということであまりここまで議論をしてきていないので、第 2 ラウンドの議論があり得るのではないかと思います。例えば公人に当たるような、公共的な利害が関わる場合の個人名というようなものもそこでは視野に入ってくるかと思えます。

最初に私のポイントをいくつか申し上げておけばよかったのですが、数えていないので申し訳ありません。その関係で、実は論点 1 の辺りから町村先生らがおっしゃっていたように思いますし、板倉先生の御発言にも度重なって出ていたと思いますが、この仮名化をするかしないかという All or nothing だけではないのではないかとこのように私は思っております。途中で私も商業的な判例データベース事業者とそうではない利活用機関ということを申し上げました。これはどこが違うかと言いますと、商業的なデータベース事業者のエンドユーザーは一般的な利用約款に基づいて利用する。したがって、そこではそれ以上に特段の取決めということはありません。ところが、そうではない個別的な利活用機関、例えば AI による大量処理・機械学習によって一定の利用をするというような場合には、私はその調査研究を行うもの自体が利活用機関になるべきだと考えていますが、そういう場合には情報管理機関と個別に合意をし、この論点の関係で御説明いただいたようなセキュリティの措置についても情報管理機関並みのセキュリティ措置を導入し、そしてもちろん不当利用しないということを誓約する。こういうような条件の下で利用する。そうなりますと、実は商業的なデータベースの利用者とは違った、もっと例えばセンシティブな情報が含まれるような判例データにアクセスできてもよいのではないかとこのように思われるわけです。そういうことも含めて、この論点 4-3 のような形での、仮名を外して元のデータにアクセスしていくということはあってよいと思いますし、これは実は事後的な是正措置だけの問題だけではなく全体に通じることなのかもしれません。利活用機関の対応とか情報管理機関と利活用機関の合意に応じて公開される範囲

というのはそもそも変わるということを考えてもよいのかもしれないということです。

そして、最後の論点 4-4 については、私は法務研究財団の議論の時から、情報管理機関にある種の審査委員会のようなものができるというイメージでおりました。ルーティーンとして申出を受け付ける方が当然にいらっしゃるのだと思いますし、その方の判断で、例えば「これは明らかに個人名ですね」とか「これは生年月日が仮名化されていませんね」というようなことが万が一あった場合には、それは修正されるのでしょうけれども、そうでない場合に、いわゆる有識者というと私も大学教員の立場なので発言しにくいところもありますが、いわゆる有識者的な人も含めて審査をする委員会のようなものが当然に設けられるという前提で私は理解しておりましたし、それは必要であろうと思います。

やや記憶が定かではありませんが、今日町村先生が「情報を出してほしい側の利害を代表する人の力が弱いのではないか」という御発言をされたような記憶がありますが、その問題というのは恐らくここで対応すべきことで、ここにしっかりと公益的なこと、更には言え、司法制度の公正というような制度的な利益を代弁する方がここに入って、情報秘匿の利益を主張される当事者と対峙していくということが必要なのではないかと考えております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

私の言いたかったことは、今の小塚先生の御説明でほぼおっしゃっていただいたような気がします。ただ、問題としてずっと気になっているのは、仮名化が不足していて明らかなミスであればともかく、推知情報も含めてプライバシーを保護してほしい、ここまで隠してほしいという申出に対する判断。あるいは逆に仮名化をし過ぎているからもう少し情報を出してほしい、とりわけ公人とかそういったプライバシーによっては仮名化を主張できないはずの人たちについての実名を出してほしいというような要求。こういったものを判断するのは全て法的な判断ですよ。その法的な評価に関わることを第三者委員会のようなもので、有識者それから公的な利益も代弁するような人が入って判断することが望ましいというより必要不可欠だろうと私も思いますけれども、更にその上に、司法審査を受けられるのかということが考えるべきことかなと思います。そこは例えば不服申立のようなことが予定されて、取消訴訟のようなことを予定されれば、それはそれでやってくださいということになります。そうでないとすると何か損害賠償責任を追究されて、その中で司法審査を受けるというような話にならざるを得ないので、それは情報管理機関が耐えられるかなということもあるので、何か第三者機関の判断に対して更に取消訴訟的なことが設けられるといいなと。そういうモデルとしてはドメイン名紛争処理方針があるのです。ドメイン名の紛争処理についてパネルが裁定を下し、その裁定に対して出訴して別の司法判断が出たらそちらに従うというような設計をしているので、そういうようなことが設けられるといいのかなと今のところ思っております。以上で

す。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

いくつかの論点が1から4と別の区分であるのかなと思いますが、一つは、不服を申し立てる以上は仮名化基準が公表される必要があるかと思いますが、それをどこまで公表するのかというのが第1点。

第2点は、いま町村先生からあったように請求権を新たに作るのかです。私はこれについてはネガティブですが、作るというのもあり得るかもしれませんし、その際にそれに対する判断を行政処分として構成するのかというのがあります。

3点目に、そういうものが無いとしても、人格権に基づく差止請求であるとか、個人情報保護法に基づく利用停止請求、2020年改正で一般的な不適正利用禁止が入っておりますので、それを用いてくるというのが十分あり得るという意味で、今回新しく請求権を作らなくても既に考えられる請求権が存在し、それは民事訴訟で争われる可能性があるというところを気を付けなければいけないのと、後は先生方お二人からあったように、今までの削除してほしいと仮名化してほしいという方向しかありませんので、公開してほしいというところをどうやって担保するかというところですね。なので、具体的な制度のイメージとしては苦情処理義務の努力義務ぐらいを入れるのかなとは思ってはいましたが、今のようなことを考えると処分から正式な不服申立てというのも一旦は考えてみて、そうでないならそうでないというふうにする。それから、第三者機関に聞くというのは、情報管理機関に何らかのそういうものを法定するのか、又は事実上のものとするのか、いずれにせよ私は故意・重過失でないとき、軽過失の場合は免責するように設計しないともたないだろうと思っています。仮名化し過ぎも仮名化のしなさ過ぎも、いずれも故意・重過失でなければ免責にした方がいいと思いますが、今のようなところをもう少し皆で考えなければいけないなと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは巽委員お願いいたします。

巽委員：

ありがとうございます。1点目に申し上げようと思っていたことは、板倉委員と町村委員のお話と完全に重なっております、その申出を作るとしてそれがどのような効果のものなのかというのが一つ大きな論点になりそうで、板倉先生がおっしゃったとおりですけれども、請求権というような形にして、情報管理機関側には応答する義務を課すことにするのかどうかというのが大きな点ですし、個人情報保護法上の開示請求権等の仕組みとの整理も必要だろうと思っています。

2点目が、ここで言う申出が基本的には情報管理機関に向けられていまして、論点1に上がっていた基幹データベースに登録されている情報の訂正として、仮名化を更にやっ

てくれですとか、仮名化されているものを元に戻してくれということ想定しているように見えます。他方で、自分に関係する情報が仮名化されていなかったなど、これでは困るというような事態に利用者側が気付くときというのは、基本的には利活用機関が何らかの形で利活用したものが外に出たときだと思えるのですけれども、そのときに申出をしたい側としては、利活用機関に対して直してくれと言えいいのか、大本のデータベースの登録が間違っているから情報管理機関に言うべきなのか、即座には分からないだろうと思うのです。利活用機関で更に独自の仮名処理等を加えるということになりますと、情報管理機関に申出をしたけれども「いや、あれは利活用機関が自分でさらに仮名化した部分なので」という話になったとき、どう処理すればいいのかという問題もありますので、利活用機関と情報管理機関の両方について議論しなければいけないと感じるところです。

更に申しますと、仮に致命的な仮名漏れが後から見つかったような場合に、湯淺先生がおっしゃっていたように、世の中に出てしまった仮名漏れ情報を全て修正することは不可能なわけですが、それでも何とか利活用機関については全部直させるような仕組みは必要だろうと思います。利活用機関 A が出している情報で仮名化漏れに気付いたけれども、原因は情報管理機関のデータベースにあるので、結局利活用機関 B も C も同じように仮名漏れしていて、申出人としては全部について直してほしいといったときに、申出先がどこかということとは別に、例えば情報管理機関が、仮名化漏れがあったので更に仮名化しますということになったら、そのデータを提供した利活用機関全部に対しても、ここは基盤データベースの方を直したので利活用機関の方でも訂正をしてくださいというふうに言えるルートをしっかり作っておかないといけないだろうと思います。長くなりましたけれども、この話は情報管理機関や利活用機関のガバナンスの話ともセットでやっていかなければいけないのだろうと感じました。

最後の点は4-4で、申出処理体制としてどのようなものがあり得るかということで、これは部分的には既に出た話の繰り返しですけれども、申出を請求権という形で規定するのであれば、行政で言えば不服申立ての審査機関のようなものを置くというイメージになると思いますし、その申出をそこまでのものではない形で整備するとしても、もう少し一般的なアドバイザリーボードのようなものを設けるという形で、問題のあるときにはそこに諮問をするという形でもあり得ると思いますし、体制整備という意味ではやはりいろいろな可能性があるだろうというふうに思っています。

アドバイザリーボード系の話で行きますと、小塚先生がおっしゃっていたように、もっといろいろな利活用機関を想定して、よりセンシティブなデータも含めて利用したいという人に対して個別的に何らかに対応すべきかというような話ですとか、あと私が前々回かその前ぐらいでいろいろ申し上げた、メタ情報を情報管理機関でどのように設定して流していくかというの、利用者の目線から改善を求めたいということもありますので、そういった仮名化うんぬんのところとは別の、このスキーム全体についてより良い改善のための議論ができるようなアドバイザリーボードのようなものを設けるというのも一

つの在り方だとは思いますが。最後の点は今回のアジェンダとは少しずれるのですが、いずれにせよ最終的にはそういう辺りも射程に入ってくるのかなと思った次第です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。先生方の御意見とほとんど同じようなところなのですが、実際に情報管理機関の在り方など制度設計に関する部分がまだ分からない部分もありますし、門外なので少しおかしなことを申し上げてしまうかもしれないのですが、少し今疑問に感じているところを申し上げますと、例えば何らかの理由で基準を超えたような仮名処理が必要となった場合に、今検討されている事後申出というのは、申出先に対しては事後的対応をしてくださいというような申出がされて、それとは別に裁判所に対して、例えば相手方の情報管理機関になるのか、情報を一次的に拡散したとされる利活用機関であるとか、逆に悪意のある個人になるのかその辺は分かりませんが、損害賠償請求として訴訟が提起されたような場合において、裁判所でこれらの仮名処理の適否というのをまず判断することになるのかどうかという点や、あとそうした場合、先に行政手続のように何か審査請求のような手続が必要なのか、その辺りも疑問に思っております。例えば、申出に対して第三者委員のような組織を設置した場合に、その決定を待つ間に情報の一部の公開の差止めを請求するような、何らかの仮処分等を直接裁判所に申し立てることも考えられるのかなといったようなことも考えております。先ほど小塚先生の方からお話がありましたとおり、やはり諸外国の制度等をもし参照できるのであれば、その辺りも確認できるとよいのかなというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

どこで申し上げればいいのか分からなくてそのままにしてしまっていたのですが、今仮名化の話というのは基本的には公開しない方向性での話なので、仮名化があるとしてもそれを上回る公益上の理由があるときには、例えば何らかの個人が推知できるとしても、公開するという選択肢はあるのかなというふうに思うのですね。そのときに参考になる条文としては、情報公開法の中の第7条に、公益上の理由による裁量的開示というのがありますので、それは行政機関において不開示情報が入っているというふうに判断しながらも、特に公益上必要なときには開示するというふうな反対のばねの方向性の条文がありまして、そういうものも参考になるのかなというふうに思いました。

あと、論点の4-4なのですけれども、これも情報公開法あるいは個人情報保護法関連のところと言うと、審査会というものが国に設置されていて、行政機関は審査会に諮問するだけであって、判断に拘束されるわけではないのですけれども、基本的に第三者の審査会がこういうふうな範囲で公開するよう判断しますとなったときには、それを尊重して開

示するというプラクティスとなっていると思います。そういう審査会実務も参考になるのではないかなと思います。そのときには、人選や任期は法定されていますので、それを参考にすることもあり得るのではないのでしょうか。裁判所の情報公開や個人情報の保護も同じで、三人の委員による委員会があって、そこで開示についての判断がなされていて、その判断の下にまた裁判所が考えるという仕組みになっています。それと同じでいいのではないのか、つまりかなり似ているので、似ている制度を持ってくるというのも一つの知恵ではないかなと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

2度目で少し恐縮ですが、多少進行にゆとりがありそうな気がしますので、巽先生の御発言を聞いていて思ったのですが、利活用機関についてのいくつかのイメージを少し整理しながら議論をしていく必要があるのかなと。これは次回に事務局にお願いするかもしれないかもしれませんが、そういうことを感じたというのをまず申し上げます。どういうことかということ、巽先生の御発言が一番はっきりしているのですが、想定されているのはエンドユーザーのいる利活用機関なのですね。エンドユーザーのいる利活用機関では確かに、そもそも情報管理機関から提供されたデータが更に利活用機関から一般のエンドユーザーに渡り、そしてそこで情報が出たものについては完全に回収するという事はなかなか難しいだろうというようなこともあるし、逆に言うと、申立てをしたい人から見ると、情報管理機関のところはどうでもいいからとにかくこのデータベースの中では仮名化してくれというようなニーズもありそうなのですね。これは前回までの議論の中でも少し私の立場がずれているのかもしれないかもしれませんが、私などが思っているのは、やはり一部の利用者は直接利活用機関になるということを想定しています。例えば機械学習等で大規模な研究をする当事者というのはそうです。法律学者でも大規模な判例調査をするときにはそういうことになるかもしれません。それから前々回ですか、お聞きした報道機関等はやはりそういう可能性があると思います。そうなってきますと、これはその先のエンドユーザーというのは想定されていないですね。それらの主体自身がユーザーです。そうすると、そういうものについては、基本的には契約等で特段のアレンジをしていくということになるのですが、場合によっては、これは制度的にある種特殊な、最近の法律でよくある言葉で言うと、特定利活用機関というような感じでエンドユーザーのいる利活用機関とは区別していく。その代わり、その利用についてもセキュリティもしっかりしていただきますし、利用の用途についても事前にきちんと述べていただくし、不当利用しないという誓約もしてもらいますというようなこともあり得るのかなという、少しそんなことも含めて利活用機関のイメージを議論していくということが必要になってきたかもしれないと感じましたことを発言したいと思いました。失礼いたしました。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。おおむね議論は出たと理解してよろしいでしょうか。はい。それではこの論点4について、私が伺った限りにおいては、この4-1は、前提となる事後的な是正の仕組みが設けられる必然的なものだという御意見もございましたけれども、この点について異論は出なかったというふうに承知しました。

さらに、論点4-2から4-4までの個別の点についても、基本的にはここで書かれてある限りの点においては、あまり御異論はなかったように承りました。ただ、付随的に検討する必要があるような点については、いくつかのことを御指摘いただいたかと思います。とりわけこのような申出をどのような権利といいますか請求権といいますか、そういうようなものとして位置付けるのか、差止請求権あるいは個人情報保護法上の請求権という話もありましたし、あるいはむしろ行政訴訟に類似するような行政処分的なものとしてその判断を位置付けるということもありました。それとの関係で、仮処分というような、仮の救済というようなものがどうなるのかというようなお話もあったところです。また、不服審査の在り方としてどういうふうに今考えていくのかということのも、それと関係しているところではないかというふうに思います。その辺りはいずれにしろこれから考えていかなければならないというテーマだと思います。

それから、論点4-3についての仮名の過多といいますか、もう少し情報を出してくれという側の申出というのも非常に重要な問題であるという御意見が複数の委員から示されたところであったのではないかと思います。公人のような人についての取扱いといったような形の論点も指摘されたかと思います。

さらに、論点4-4については、このような体制をとるということは必要だということについては異論がなかったと思いますが、その位置付けのようなものについては若干ニュアンスがある御意見があったように思います。情報管理機関内の一種の第三者委員会的なものとして位置付けるというお話もあったかと思いますが、もう少し公的な機関をイメージされているのではないかという趣旨の御意見もありました。さらに、この申出の処理だけでなく、より広い可能性といいますか、一種のアドバイザリーボード的なスキーム全体についての検討を行うような機関も考えられるのではないかというような御意見もあったように承りました。ということで、この論点はここに書かれてある一般的なところ自体についてはあまり御異論がなかったということですので、今後これを具体的な制度作りに向けて更に深めていっていただくというのが事務局の課題かなというふうに思いました。事務局からはよろしいですか。

事務局：

渡邊です。座長に適切におまとめいただいたと考えています。本日の皆様の御意見を伺っておりますに、ほかの論点とやはり関連しそうだということですので、ほかの論点についても一通り御議論いただいた後に、全体像を踏まえた上で改めてこの事後的な是正の仕組みの在り方について整理し直して、御議論いただきたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それから言い忘れましたが、小塚委員から利活用機関のイメージについてももう少しすり合わせる必要があるのではないかという御指摘もありました。これは誠にごもっともな御指摘だと思います。全体を流しながら上流の方から議論していくので、利活用機関はどちらかという下流の方の問題になりますので、順番の問題があって、ただ全体がもちろん関連しているというのは、今渡邊さんからのお話もそうでしたが関連性を持つ問題ですので、どこかの段階でそれは必ず議論する必要がある話だろうと思いますので、事務局においてもテイクノートしていただければと思います。

ということで、本日用意された議題については一応全体の議論はできたと思いますけれども、まだ本来終了を予定されている時間までもう少し時間があります。もし何か言い落としたこととか、あるいはそれ以外の点でもお気づきの点でも結構ですので、もし御発言があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

先生方から個別に非常に緻密な御指摘、御議論があって、今後更に全体論点を詰めた上で、全体をどうやって事務局において統合されていくかというお話になるのだと思いますけれども、管理機関が一つなのか複数あるのか。そして管理機関が公的な役割を担うようなイメージなのか、基本的には私的なものなのか。それから利用機関のイメージとして第1に伝統的な層、伝統的な出版社さんであるとか判例データベースとかを提供する会社さん、そして第2に個別分野等で特殊な提供をされるような方、第3に小塚先生がおっしゃった自らが利用される方など、それぞれの管理機関と利用機関の具体的なイメージ、ユースケースを念頭に置いたときに、それによってこれらの緻密に御検討を重ねられている論点がどう表れてくるかについて整理していただくと、だんだんと絞れてくるのかなと思いました。そういう作業を進めていただくことを、まだ全体論点は最下流まで行っていないと思いますけれども、そろそろ始める準備をしていただいていた方がいいかなというふうに思いました。雑ぱくですが私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思います。事務局の方も用意をしていただければと思います。町村委員お願いいたします。

町村委員：

宍戸先生のおっしゃるとおりなのですけれども、最初の方でいくつかの情報管理機関や利活用機関、エンドユーザーというイメージ図があって、それで提供されていて、そのときには情報管理機関というのは公平な情報の提供が基本的に要求されるということだったのですが、それはそれでそうあるべきだというふうに第4回ぐらいの時は議論されていたように思います。ただ、今議論が進んでいくにつれて利活用機関の種類に応じて扱いを変えろとか、そういうようなことも考えてくると、公平という意味がもう少し実質的に考えられなければならないということで、利活用機関の具体的なユースイメージを前提に情報管理機関の役割というのか、かなり大規模なものになりそうな感じもしてきま

すけれども、そういったものも考えなければいけないなというふうに思ったところです。
以上です。

山本座長：

ありがとうございます。こちらも大変重要な御指摘であるかと思えます。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

今の町村先生の公的なものという部分とも関連するのですが、途中の会議でも私はどこかで申し上げたかもしれませんが、管理機関が利活用機関のどこに何件渡して、仮名化の苦情が何件あって、どうやって処理したかというのは、年次報告のような形で公表した方がよいと思うのですね。その際に利活用機関まで全部やるのか、管理機関から利活用機関に行ったところにするのか、これは設計の問題があると思いますが、少なくとも情報管理機関は相当公的ですので苦情処理が、苦情処理というのか請求というのかそこはまた考えるのでしょうかけれども、何件来てどういうふうに対応してという統計は出すと。一種の透明性の確保ということになるのだと思うのですが、これはどの幅かというのはともかく検討した方がよいと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。こちら情報管理機関等の在り方のところでその点はテキストノートしていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか、今日の段階では、はい。それでは、本日の議論はここまでというふうにさせていただければと思います。事務局から今後の日程等について説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。次回以降の会議の予定ですけれども、会議用資料として配布した資料のとおりとなります。議事の詳細は後日、事務局から御連絡を差し上げたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。本日も長時間にわたりまして熱心な御議論を頂きありがとうございました。次回も引き続きよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。